

主な質疑といしましては、給料表上及び手当のアップ率について、五十二年度一般会計当初に比べ、今回のアップ分を見込んだ人件費の増は何パーセントか、給料表で三等級の二十五号俸がなくなっている又、一等級では三十一号俸まで増えている理由について等の質疑があり、これに対して給料表では三七七名アップだが、その分手当が三七四％を下回っている。人件費の件は五十二年度当初より十七％の増で、五十二年度決算に比べて一〇％の増となっている。

給与号俸で三等級については、渡り制度が採用されており、該当者がいないため、一等級では今改正により対象者が出たためのものであるとの答弁がなされました後、本案について採決いたしました結果全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

当委員会決定どおり御可決あらんことを願ひ、審査の御報告にかえさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で、委員長長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百八号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決させていただきます。

れんことを望みます。

(賛成)と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第三議案第百九号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名でありますので、議案第百九号について審査報告をさせていただきます。

なお、議長あての審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当っては、冒頭に理事者から、本条例改正の趣旨は保険施設のうちで、保健婦の關係が国の方針により、国保の保健婦から市町村の保健婦として身分が一本化されたことによること、又、保険料に関する申告書の提出を規定すること、条文の字句の整理等であるとの説明がなされた後、質疑に入りました。

それでは、以下、その質疑の細部について申し上げます。

当市には健康センターができたので、そこに保健婦を置く考えはないか。都下二十六市中ではほとんどが保険料でなく、保険税として徴収しているが、当市の考えはどうか。第七条が従前の条文と比べて簡素化されているが積極的改正であるのか等の質疑がありました。この質疑に対して理事者からは、保健婦は市職員で係長一名が資格を持つてゐるので、その職員をもって間に合わせたいと思う。保険料として徴収しているのは福生と田無だけである。保険料では時効が二年だが、保険税となると時効は五年となり、より滞納分の徴収ができることがある。また、内部で検討していないが、担当事務局としては、できれば五十五年度ごろには保険税に移行したいと考えてゐる。第七条の改正は、国民健康保険法に第七条の条文があるため、今回の改正条文の形をとった

もので、法の技術上の見地から現行法の枠内で改正する以外に方法がないために取った措置である等の答弁がありました後、委員から要約として、保健婦は間に合わせということではなく、検討願いたいとの発言があり、その他条文解釈上の発言がありました後、採決いたしましたところ、全員異議なく本案を可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げ、審査報告といたします。

議長(岩田 博君) 以上で委員長長の審査報告が終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(山田 博君) お諮りいたします。

(二番 松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第百十号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

今回の条例の一部改正が福生市民だけを対象としたものであるならば、第二条に、二項、三項を加えることが、それなりに市民の負担軽減になり、私は反対するものではありませんが、この条例改正が出された根本的な目的は、御承知のように、横田基地と福生市の間で公共下水道使用料の協定を結ぶ上で、横田基地の不当な申し入れに対し、市当局が屈服してわずか九ヶ月前に制定した条例を改正して、横田基地の意向にできるだけ沿うようにしようとすることを主たる目的としたものであります。

市当局においては、少くとも五十三年四月時点におきましては、横田飛行場下水道使用料についての基本的な考え方は、基地は大口使用一本として協定を結ぶとの考えに立っておりまして、又、これに沿うに内容で基地側にも文書を送付いたしておったと思います。これは当然のことであり、正しい見解であつたと私も考えております。

ところが、四ヶ月後に基地側より、当市の基本的な考え方に異議を申し込まれりと、きわめて敏感に反応し、直ちに基地側の意に沿う方法で検討を加えられ、今回の市条例の一部改正という形で、

市当局の基本的な考え方を変更するまでに後退をいたしました。

石川市長におかれましては、市の当初考えていた、基地を大口消費者として早急に協定を結ぶということに一体どれだけの努力をされて来られたのか、このような努力を石川市長はほとんどすることなく、基地側との妥協案を見出すために没頭し、現時点で推定できる基地の下水道使用料を、年間三千万円の減額につながる協定を結ぶための、条件整備としての願いを待つ、本条例の一部改正について、私は賛成できません。

石川市長が本年四月の時点ですぐから取った考え方を貫き通す努力をしないようでは、合法的に取るものでも取れなくなってしまい、市民の利益を守ることができなくなってしまうのは当然であります。かつての給水協定を結ぶ時点から見ましても、大きな後退であります。

このようでは、基地によって、当市が全く手玉に取られるというふうなものであります。石川市長は、いままで年の初めの挨拶から始めて、一年間たびたび基地司令官に面会に行つたのは何人のためであつたのか、このような問題一つ解決できないのでは、全く恥ずかしい限りではないのでしょうか。今後、協定を結ぶ上で、いまだ一度考え直し、市民の利益を守るために、基地を市の当初の考え方に立って、大口本使用者としての協定を結ぶことに特段の努力をすることを要求いたしまして、簡単ではありますが私の反対討論をいたします。

○議長(岩田 博君) 次に賛成の方の討論を願います。九番竹田政勝君。

(九番竹田政勝君登壇)

○九番(竹田政勝君) 議案第百十号福生市下水道使用条例の一部改正について賛成討論を行います。

下水道は、健康で快適な文化生活を送る上で、どうしても必要は都市施設であります。そのために、当市も四十八年度より下水道工事に着手し、五十二年末第二期工事、区域百三十ヘクタールが完成して本年の六月より順次使用開始してあるわけでございます。

そのために、下水道使用料条例、五十二年三月の議会において、可決されたものですが、十立方メートル以下は三百円、十立方メートルを超え、二十立方メートル以下が一立方メートルにつき三十円というように、五十立方メートル以上五十立方メートル以下、百立方メートル以下と二百立方メートル以下、五百立方メートル以下というように定められて、使用量が多くなるほど使用料金も高くなっている。この下水道使用条例の一部を改正することによって、水道のメーターが一戸のアパート等に住む市民には大きな市民サービスになる。

なお、事業場等の中の個人住宅においても同様な利点がある。現在、福生市に水道のメーターが二個のアパート等は六十七棟あります。これも一棟十軒にすれば、六百七十世帯あるわけでございます。

なお、米軍西住宅の件であるが、下水道使用条例の一部改正を行わない場合は、米軍は当分西住宅を含めて下水道を使用しないということであるので、米軍が下水道を使用しない場合は、年間十二万六千六

百立方メートルの使用料、一億八千万円が市の下水道使用料とならず、取らぬ狸の皮算用に終わってし
さうわけでござります。

条例改正によって、米軍が西住宅を合み下水道を使用した場合は、一億五千万の下水道使用料収入
となるのであります。この二億五千万円の使用料収入を今後の下水道事業に使用した場合は、下水
道事業計画に大きく寄与し、事業の早期発展につながり、市民の要望にこたえられることになると思
います。

市の財政を検討することなく、ただ米軍の基地のみの考えに立ち反対、何事もイデオロギー論政
策は市民側に立つのか、政党政策に走るのか理解に苦しむものであります。私は、あくまで市民の代
表として、市財政を考慮し、当議案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(岩田 博君) 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君) 起立多数であります。よって議案第百十号は委員会審査報告どおり可決さ
れました。

○議長(岩田 博君) 日程第五議案第二百二十二号下水道事業の事務の委託についてを議題といたします。
本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名がございましたので、本案について審査の内容を御報告申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、当市の福東地区約三十七・五ヘクタールは、御承知のとおり残堀幹線に流す計画になっており、本年度立川市において、その一部の幹線を施行することに伴い、その建設費及び維持管理費について、立川市側に事務委託しようとするもので、今回、当市における工事負担分は面積割で約千三百九十万円である。事務費を含めると一億五千二百万円が補正予算に計上されているということ、福東地区は立川市・昭島市で着手しないと工事には着工できないが、昭島市と歩調を合わせ五年度ごろに工事はできるところと思う、すでに同じ議案が立川・昭島両議会でも即決されている。最終的には昭島市分として工事費の三〇%から四〇%が当市の負担となる。しかし、開削部分が多くなれば負担分が少くなる、又、立川市分としては来年度約一千五百万円程度かかるものと思う。

このような説明があり、本案は原案どおり同意することに決定した次第でございます。
慎重御審議の上、御同意くださいますようお願いいたしまして報告を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第二百二十二号については、討論を省略し、委員長報告どおり同意されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は委員会審査報告どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二百二十二号は委員会審査報告どおり同意されました。

○議長(岩田 博君) 日程第六議案第百十二号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務委員長 永田治男君。

(総務委員長 永田治男君登壇)

○総務委員長(永田治男君) 御指名によりまして、ただいま議題となりました議案第百十二号の当委員会所管分について、その審議経過と結果を簡単に御報告申し上げます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照。

本案審査に当たりましては、歳入と第二表繰越明許費、それと歳出に分けて慎重に審査を進めました。以下、その審査における主な質疑と答弁を申し上げます。

まず、歳入と繰越明許費においては、委員から、基地関係のそれぞれ交付金は獲得運動を行った結果、このようになったと思うが、もし、運動をしないものとした場合はどのくらい来るものか、基地交付金関係では、固定資産税に見合う分として、百分の一二の率で交付金が来るといつか五十二

年度に比較してどうか等の質疑があり、これに対して理事者から、基地に対する交付金関係のうち、調整分は、各市町村の財政事情によって交付されるものであり、その内容については全く知られていない。一応交付金が前年度実績を下回らなかったことが運動の成果として評価できると思う。

なお、横田飛行場関係の市町に限った場合においては、福生は他市町に比べて格段の配慮がなされているし、全国的に見ても三、四歳の次に多額の交付決定を受けている。又、固定資産税に見合う分の質疑については、昭和五十三年度において福生分だけの概算で約百十数億の資産税があったが、交付金額も増えており、五十二年分と比較して率においても下がっていない等の答弁がなされた後、当該交付金獲得については、関係各市等が福生にならうと交付金獲得運動を行って来ている状況であるので、当市としては他市に追いつき越えられないよう格段の努力をされたいとの要望発言がありまして、歳入及び第二表繰越明許費の質疑を終わりました。

歳出における質疑では、総務管理費の退職手当組合負担金は三名分ということがあるが、このうち、最高勤続年数と退職金額について、又、都知事選挙と市議会議員選挙の経費等について、職員手当で一般職員より長等三人の額が低いのはなぜか。一般職員一人当たりの超過勤務時間数と来年度予算の超過勤務予算の組み方について、さらに給食センターの冷凍冷蔵庫購入費減

額についてなどの質疑があり、理事者から、退職者の最高勤続年数は二十五年八月、退職金額は特別手当金を含む二千百数十万円である。選挙費用は、五十三年、五十四年度で組むもので、都知事選挙は五十四年度に三百十から三百四十万程度、市議会議員選挙は四百八十万円程度計上する予定である。なお、投票日は、都知事選挙が五十四年四月八日、市議会議員選挙が四月二十二日と決定している。長等の職員手当の件は、一般職員に含まれている扶養手当、管理職手当等が含まれていないためである。職員一人当たりの超過勤務時間の平均は一月約十時間である。又、新年度予算編成時の超過勤務手当は、職員本俸の五%を例年計上している。三小の給食センターの冷蔵冷凍庫の減額は、来年度この給食センターを改築することもあり、その中で設置することになるので、当初計画を変更して減額したものである等の答弁がありました後、当委員会所管分について採決いたしました結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上簡単でございますが、当委員会所管分についての審査報告とさせていただきます。

○議長(岩田 博君) 次に、建設委員長高波 忠君 忠君。

(建設委員長 高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名によりまして、本案につきまして審査の内容を報告させていただきます。

ます。

(議案審査報告書) 別添参照

当委員会に付託されました部分は、労働費、農林水産業費、商工費及び土木費であります。

その内容は、今回の給与改定に伴う人件費の補正が主であります。

なお、土木費関係では、新たに熊川地区のゼロメートル地帯と言われる五丁橋付近の排水ポンプ修理について四十九年に二台設置したが、三年に一度修理する必要があるということで計上した。雨水幹線が完成すれば不必要となる。又、長い間の要望であります、市庁舎横にできる横断歩道橋の財源として、防衛関係九条で二十万円、一般財源として七百万円を充当する計上である。さらに、不動尊の児童遊園地設置は約四百平方メートルを中心に低地に道路を設け高台は見晴らしのよくきくようにし、傾斜を利用したすべり台等を設置したいと思う。

このようは説明が理事者側からあり、当委員会といたしましては、全員一致で原案どおり可決した次第でございます。

何とぞ、慎重御審議の上御可決いただきますようお願いいたしますと報告いたします。

○議長(岩田 博君) 次に厚生委員長宮沢良一君。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名でありますので、本議案につきまして、補足説明を申し上げます。
なお、議長あての審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本審査に当たっては、冒頭理事者から、歳出中の厚生委員会所管分について、詳細な説明を受けて質疑に入りしました。

その質疑の概要を申し上げますと、町会会館建設等補助金の算出基準について、ボランティア活動に対して助成金を出している市があるか、福生市としてのボランティア活動を助長させる考え方に
ついて、プラスチック処理委託料の内容、又、一月当たり搬出量について等の質疑がありました。

これに対して理事者から、町会会館の件は、町会から業者の見積りを出させ、市はその見積りを
チェックし、さらに工事完了時点で再度確認の上で工事費の二分の一の補助をしている。ボランティア活
動に対する助成金を出している市もあるが、助成を受ける者と受けない者と分けて活動の妨げとなっ
ていることもある。これはあくまでも奉仕活動なので、今後、各種団体の専任職員を設けて呼びかけ
等を行い、長い目で見て進めていきたいと思う。プラスチック処理委託料については、処分地の使用期
間延長と資源再利用の見地から、業者が長野県のプラスチック処理工場へ持つて行き購入しても

らつていたが、この工場が産業廃棄物処理業者の許可を取ったことから、従来とは全く逆にプラスチッ
クの処理費を取ることに変わってしまい、そのために生じた委託料の補正であり、来年三月までの
処理費として計上したものである。

なお、搬出量は一月約三十四立方メートルである等の答弁がありましたところ、さらに、プラスチッ
ク処理を他市に先駆けて行ったことに敬意を表するが、捨てる場のないことから業者に足元を見られて
いるのではないか。ほかに安く請け負う業者はいないのかとの質疑があり、これに対しては、福生市周辺に
は、プラスチックの処理を行う業者はいない。他市を調べても逆に聞かれる状態である。市としては委託料
も極力安くした形で行っているとの答弁がありました。

なお、続いて委員会から、麻疹予防接種における補助金について、汚水排水施設新設工事の着
工時期と完了時期について、又、民間保育園建設費補助金の算定基準と当該保育園の内容につ
いて等の質疑がなされました。

これに対して理事者から、麻疹予防接種は国や都の補助金は法律的なものがなく、あくまで自治体の
実費徴収が原則であり、東京都全域に補助金は来っていない。汚水排水施設については本予算可決後に
直ちに設計をして工事にかかり、来年四月から使用したい。民間保育園建設費補助金は東京都への申
請が出されていることから算定して、国や都の補助金を除いた残りの額の二分の一を補助するものであり、施

設の定員は八十名である等の答弁がなされた後、さらに、汚水排水施設の件は、排水管理設工事もあり建設省の関係もあずかしいと思うがどうかとの質疑があり、これに対して、現在、建設省では市の要望を受け入れて協議を進めており、建設省の一定の線が出されたら、これに応じて工事をすることと詰めている。近々のうちに決着を見る予定である。なお、関連して、来年一月に補正予算の関係も含め臨時会をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

採決いたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。審査の報告いたします。

議長(岩田 博君) 以上で各委員長長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十一号については、討論を省略し、各委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は各委員長審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十一号は各委員会審査報告どおり可決されました。

議長(岩田 博君) 十一時五分まで休憩いたします。

午前 十時 五十二分 休憩

午前 十一時 五分 開議

議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第百十二号昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。